

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月1日(木) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (16名)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (8名)

久我 定幸

池田 信文

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

築 善作

内田 秀敏

松本 広喜

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員3名)

4. 議事日程

- 議案第146号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第147号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第148号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第149号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第150号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（あっせん）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより第36回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は農業委員8名、推進委員8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、6番の堤委員と7番の水田委員、よろしくお願ひします。</p> <p>早速審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第146号1件、議案第147号3件、議案第148号3件、議案第149号1件、議案第150号2件となっています。</p> <p>それでは引き続き、議案第146号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので報告します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第146号1番と議案第147号農地法第3条の規定による許可申請審議についての1番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>昨日、〇〇さん立会いのもと、池田推進委員と現地確認して参りました。</p> <p>お父さんの〇〇さんから息子さんの〇〇さんが借りているようになっていたのですが、第三者に売買するとのことで、賃貸解除の申請がされていて、それが受理され、今回、〇〇さんが買われることになったとのことでした。</p> <p>金額も確認済です。よろしく申し上げますとのことでした。</p>
池田推進委員	<p>堤委員の報告のとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第146号1番及び議案第147号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>この話はどちらから売買の話がされたのか、そこら辺を詳しくお願いします。</p>
堤委員	<p>〇〇さんの息子さんが後継者としていらっしゃいますので、意欲を持たれている〇〇さんからの申出ということで聞いています。</p>
辻委員	<p>ここはみかん園で、〇〇さんが農業継続が難しくなったということですが、金額設定というのは、何か理由があったのか教えていただきたい。</p>
池田推進委員	<p>〇〇さんが、自分の頭で反あたり10万で計算して、総額80万でどうだろうかと話をして、〇〇さんが納得したので、この金額になったそうです。</p>
議長	<p>他にないですか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め。議決をとります。</p> <p>議案第146号1番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第147号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第147号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p>
築推進委員	<p>ご報告いたします。25日に現地で〇〇さんと〇〇くんのお母さんと会長と現地確認をしました。</p> <p>ここは、〇〇さんのお宅に隣接しているみかん園で、宅地よりも1メートルくらい上がったところの平坦地です。〇〇さんにしたら、ちょっと飛び地にあるということ、そして、〇〇さんからすれば、集積ができるという好条件なところですので、今回の話がまとまったということです。</p>
議長	<p>私の方から追加の説明をします。</p> <p>この場所は、〇〇さんの畑とも隣接してまして、非常に都合が良いところで〇〇さんからよろしく願いますということでした。以上です。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第147号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第147号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>報告します。</p> <p>28日に〇〇さんと内田推進委員と3人で現地確認をしてきました。</p> <p>〇〇さんは、仕事で不在のため、後日、内田推進委員が電話連絡をしますということでした。</p> <p>現地を見て、ここは山林のような状態になっていました。</p> <p>それを、〇〇さんが綺麗に伐採をして、何を作るかは定かではありませんが、畑にできるようになってました。以上です。</p>
内田推進委員	<p>〇〇さんに連絡をしたら、〇〇さんから了解を得ていますということでした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第147号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第147号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって3番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第148号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第148号1番と2番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>28日に内田推進委員と〇〇さんと3人で現地で話を聞いてきました。</p> <p>〇〇さんという方には、電話連絡をしました。</p> <p>なんでこんなに単価が高いんですかと聞いたところ、車を置くため、農地としては使えないということで、転用をしなくちゃいけないから単価が高く</p>

	<p>なったということでした。</p> <p>それと〇〇さんは、〇〇さんの娘さんということで、〇〇さんに連絡を取れなかったんですけど、お母さんの方に連絡を取って、ここを貸すということで、年間12万円と決めていますということでした。以上です。</p>
<p>内田推進 委員</p>	<p>ご報告します。福江委員と何でこんなに高いんだろうかと、会う前に話をしながら、話を聞いたらなるほどということに納得はしました。</p> <p>本人同士の話は、確認をしまして、この値段で良いということでした。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第148号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第148号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限で</p>

議長	<p>あること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川崎農業委員及び松本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>日曜日に、〇〇さん夫婦と松本推進委員と現地確認をしてきました。</p> <p>事務局の説明でもあったように、子供の成長で住宅が狭くなってしまい、この土地だったら両親の近くで、将来的には子供も何かあったとき見てもらえるし、〇〇さんの仕事のにも家を空けることが多いので、近くに住んでいると都合がいいので、どうぞよろしくをお願いしますということでした。</p>
松本推進委員 議長	<p>今、川崎委員が報告されたとおりで、私の方からは言うことはありません。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第148号3番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第148号3番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって3番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第149号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による使用貸借権および賃借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経</p>

議長	<p>営基盤強化促進法第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>5月28日に、池田推進委員と〇〇さんの奥さんに立会をいただきまして現地調査を行いました。</p> <p>〇〇さんについては、電話で確認をさせていただきました。</p> <p>賃借料関係と契約期間を確認しました。今回2年間という前回5年に対して短いところは、〇〇さんが高齢になり、5年間はできるかどうかわからないということで設定されたということです。</p> <p>賃借料については、米60キロというところで、お互いよろしくお願ひしたいということでした。</p>
池田推進委員	<p>2年間というのは、〇〇さんの方からどうですかということだったらしいです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第149号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第149号1番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第149号1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第150号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による所有権移転について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	(議案説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の川崎委員から補足の説明はありませんか。
	(なし)
議長	それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第150号1番について、報告内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案通り認められました。 続きまして、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の山口委員及び榊原推進委員から補足の説明はありませんか。
	(なし)
議長	それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第150号2番について、報告内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。

	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案通り認められました。</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第36回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。お疲れさまでした。</p>
--	--

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 5 年 6 月 1 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 堤 こずえ

議事録署名者 水 田 武次郎